

香川県条例第63号

香川県子ども女性相談センター条例の一部を改正する条例

香川県子ども女性相談センター条例（平成12年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づく児童相談所、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定に基づく婦人相談所及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項（<u>同法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、香川県子ども女性相談センター（以下「センター」という。）を高松市に設置する。</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づく児童相談所、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定に基づく婦人相談所及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、香川県子ども女性相談センター（以下「センター」という。）を高松市に設置する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。